

食安発0327第6号  
平成27年3月27日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第50号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第151号）が本日公布され、これらによりと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）及びと畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第59号）並びに食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

## 記

### 第1 改正の概要

牛海綿状脳症（BSE）対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下してきた。こうした状況に鑑み、食品安全委員会の評価を踏まえ、と畜場における牛の特定部位の取扱い及び牛の脊柱の取扱いについて改正するものである。

## 第2 改正の内容

### 1 と畜場法施行規則関係

牛の特定部位から、頭部の皮を除外したこと。（第3条、第7条関係）

### 2 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係

牛の特定部位から、頭部の皮を除外したこと。（第2条関係）

### 3 食品、添加物等の規格基準関係

食品を製造、加工又は調理する場合並びに添加物、器具及び容器包装を製造する場合は、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛（食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛を除く。）のうち、月齢が30月以下のものの脊柱を、以下のいずれかの方法によって処理をして製造したものについて、新たに原材料としての使用を認めることとしたこと。

（方法1）以下の全ての処理を経るもの

- ・脱脂処理
- ・酸による脱灰処理
- ・酸又はアルカリ処理
- ・ろ過
- ・138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌

（方法2）方法1と同等以上の感染性を低下させる処理

## 第3 施行日

公布の日から施行すること。

## 第4 運用上の注意

と畜場における分別管理等については、別途改正を通知するガイドラインによること。